

宮上給第3号

平成27年4月1日

指定給水装置工事事業者 各位

宮崎市上下水道事業管理者

上下水道局長 帖佐 伸一

(公印省略)

### 給水装置工事に係る関係例規の改正について (通知)

陽春の候、各指定給水装置工事事業者におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から本市の上下水道事業には格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、上下水道局におきましては、給水装置工事に係る関係例規の改正を行いましたので、お知らせいたします。

つきましては、各事業者に在籍している主任技術者にも改正内容について周知していただきますようお願いいたします。なお、施行日は、平成27年4月1日ですが、既に事前協議、設計、契約を済ませているもので、平成27年6月30日までに申請するものについては、従前の取扱いとします。

#### ●改正した関係例規

1. 宮崎市給水装置の構造、材質、工事上の条件、検査等に関する要綱
2. 宮崎市給水装置の構造、材質、工事上の条件、検査等に関する要綱の特例
3. 受水槽以下の給水設備に関する指導要綱

#### ○主な改正点

1. 配水管から分岐(50ミリ以下)して第1仕切弁または止水栓までの給水管布設工事を行う際は、管理者が認めた場合を除きポリエチレン管を使用すること。
2. 3階以上の直結給水方式もしくは受水槽方式の建物の給水装置工事を行う際に設置する表示板について、管理者が認めた場合は任意とする。
3. 給湯器を設置する時もしくは2階以上に配管する時に設置する仕切弁については、任意とする。また、給湯器以外の特殊器具を設置する場合は、特殊器具の上流側に逆流防止付仕切弁等を設置すること。

\*改正内容でご不明な点等ありましたら、給水装置係までお問い合わせ下さい。

## ◎お知らせ

公道工事（穿孔、配管等）を施工する際は、水道法施行規則第36条第2号に『適切に作業を行うことができる技能を有する者に従事させること』となっており、給水装置工事（公道工事）を行う場合は、設計審査の際に資格の有無について確認を今後行います。つきましては、2015年7月11日（土）宮崎市において給水工事技術振興財団主催（宮崎市では宮崎管工事協同組合が開催）で、給水装置工事配管技能検定会が実施されますので、資格（配管工、配管技能士等）を有する必要がある指定給水装置工事事業者においては、各事業者の判断で受講していただきますようご案内します。

## 参考

### 水道法施行規則第36条第2号

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び配水管取付口からメーターまでの工事を施行する場合においては、配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

※適切に作業を行うことができる技能を有する者とは、

- i. 管理者が行った試験や講習により資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ii. 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- iii. 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- iv. 財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者

文書取扱

給排水設備課 給水装置係

TEL(直通) 26-7511

宮崎市給水装置の構造、材質、工事上の条件、検査等に関する要綱（新旧対照表）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第2章 施工	第2章 施工
(給水管の分岐)	(給水管の分岐)
第11条 配水管から給水管を分岐する場合は、口径300mm以下の配水管から分岐しなければならない。ただし、管理者が認めた場合は、この限りではない。	第11条 配水管から給水管を分岐する場合は、原則として口径300mm以下の配水管から分岐しなければならない。
(止水栓、仕切弁及び逆止弁)	(止水栓、仕切弁及び逆止弁)
第13条 止水栓または第1仕切弁(青銅製 GV JIS10K)は、宅地内の道路境界付近の安全な位置に設置するものとする。	第13条 止水栓及び第1仕切弁(青銅製 JIS10K)は、宅地内の道路境界付近の安全な位置に設置するものとする。
3 管理者が、水道の管理上必要と認めたときは、道路内に仕切弁(青銅製 GV JIS10K)を設置しなければならない。	3 管理者が、水道の管理上必要と認めたときは、道路内に仕切弁(青銅製 JIS10K)を設置しなければならない。
6 既設給水引込み管から新たに分岐しメーターを設置する場合は、新たに設置するメーターが分岐部から1m以上離れているときは分岐部に隣接し仕切弁(GV JIS5K)を設置しなければならない。	6 既設給水引込み管から新たに分岐しメーターを設置する場合は、新たに設置するメーターが分岐部から1m以上離れているときは分岐部に隣接し仕切弁(JIS5K)を設置しなければならない。
(メーターの設置)	(メーターの設置)
第19条	第19条
5 口径が30mm、40mmのメーターは、上流側及び流末側に仕切弁(GV JIS5K)を設置し、メーターと流末側仕切弁の間に伸縮式の逆止弁、又は逆止弁の上流側に伸縮継手を隣接した形で設置し、メーターの交換が容易にできる構造とする。	5 口径が30mm、40mmのメーターは、上流側及び流末側に仕切弁(JIS5K)を設置し、メーターと流末側仕切弁の間に伸縮式の逆止弁、又は逆止弁の上流側に伸縮継手を隣接した形で設置し、メーターの交換が容易にできる構造とする。
6 口径が50mm以上のメーターにあつては、上流側及び流末側に仕切弁(GV JIS5K)を設置し、メーターと流末側仕切弁の間に逆止弁を設置するものとする。	6 口径が50mm以上のメーターにあつては、上流側及び流末側に仕切弁(JIS5K)を設置し、メーターと流末側仕切弁の間に逆止弁を設置するものとする。
(施工上の留意事項)	(施工上の留意事項)
第20条	第20条
13 特殊器具を取り付けるときは、給水用具の上流側に逆流防止付仕切弁(JIS5K)等を設置しなければならない。	13 特殊器具(湯沸器等)を取り付けるとき、または2階建以上の建築物で、2階以上に配管するとき、原則として立上りの下の地中に仕切弁(JIS5K)を設置しなければならない。

宮崎市給水装置の構造、材質、工事上の条件、検査等に関する要綱（新旧対照表）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（検査）</p> <p>第21条2 工事が完成したときは、施行規程第3条に規定する給水装置工事完成検査申請書に通水試験・耐圧試験・水質試験の結果を記入して7日以内に管理者に提出し、給水装置工事主任技術者等の立会の上、管理者の指定する日に検査を受けるものとする。</p>	<p>（検査）</p> <p>第21条2 工事が完成したときは、施行規程第3条に規定する給水装置工事完成検査申請書に通水試験・耐圧試験・水質試験の結果を記入して7日以内に管理者に提出し、給水装置工事主任技術者の立会の上、管理者の指定する日に検査を受けるものとする。</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は平成27年4月1日から施行する。ただし、既に事前協議、設計、契約等を済ませているもので、平成27年6月30日までに申請するものは従前の例による。</u></p>	

別表 (1)

## 給水装置の指定材料・口径

管理者の敷設した配水管に接続（分岐装置取付け）する給水工事及び当該分岐口から第1仕切弁もしくは止水栓までの給水工事に使用する「すべての材料」は、耐震管及び耐震適合性のある管とする。施工上、困難な場合は、管理者と協議すること。

※耐震管及び耐震適合性のある管とは、地震発生時に、地震動による揺れを吸収できる伸縮性を有し、かつ継ぎ手の離脱防止機能を持った管

分類		品 種	J I S 規格番号	J W W A検査 基準規格番号
フレキシブル継手		ステンレス鋼 SUS304 SUS316		JWWA 型式承認品
給水管	鋼 管	硬質塩化ビニルライニング鋼管 (VB VD)		K116
		ポリエチレン粉体ライニング鋼管		K132
		ステンレス鋼鋼管 (SUS 316)		G115
	ビ ニ ル 管	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	K6742	
		ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管		K129
	ポリエチレン管	ポリエチレン二層管 (一種管)	K6762	
	鋳 鉄 管	ダクタイル鋳鉄管 (継手類を含む)		G113
		ダクタイル鋳鉄異形管 (継手類を含む)		G114
継手類	鋼 管	エポキシ樹脂コーティング管継手		K117
		ライニング鋼管用管端防食型継手 (コア内蔵型)		K150
		ステンレス鋼鋼管継手		G116
	ビ ニ ル 管	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	K6743	K130
		ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手		K130
		硬質塩化ビニル管用ダクタイル鋳鉄管異形管		K131
	ポリエチレン管	ポリエチレン管金属継手		B116
		ポリエチレン製ポリエチレン管継手		(G467)
栓及び弁類	分岐水栓	サドル分水栓		B117
	止 水 栓	伸縮型・盗水防止型・逆止弁付伸縮型		B108
	仕切弁	ゲートバルブ (GV)	B2011	B120
		制水弁 (左締め)	B2062	B122
逆止弁	単式 リフト式 スイング式	B2011	B129 B134	

公道部で使用できる配管の口径 (mm)

20	25	30	40	50	75	100	150	<u>200</u>
----	----	----	----	----	----	-----	-----	------------

※既存給水管との接続及び既存給水管からの分岐については、別に定める

宅内部で使用できる配管の口径 (mm)

<u>13</u>	<u>20</u>	<u>25</u>	<u>30</u>	<u>40</u>	<u>50</u>	<u>75</u>	<u>100</u>	<u>150</u>	<u>200</u>
-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------------	------------	------------

※給湯器下流側配管の口径については、別に定める

宮崎市給水装置の構造、材質、工事上の条件、検査等に関する要綱の特例（新旧対照表）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第5章 施工	
<p>(仕切弁及び逆止弁)</p> <p>第10条 第1仕切弁(青銅製 <u>GV JIS10K</u>)は、道路境界付近で宅地内の安全な位置に設置しなければならない。</p>	<p>第10条 第1仕切弁(JIS10K)は、道路境界付近で宅地内の安全な位置に設置しなければならない。</p>
<p>4 第2項、第3項の規定により設置する逆止弁は、伸縮式の構造のもの、又は下流側に伸縮ユニオンを隣接した形で、指定されたボックス内に水平に設置し、上流側・下流側に仕切弁(<u>GV JIS5K</u>)を設置しなければならない。</p>	<p>4 第2項、第3項の規定により設置する逆止弁は、伸縮式の構造のもの、又は下流側に伸縮ユニオンを隣接した形で、指定されたボックス内に水平に設置し、上流側・下流側に仕切弁(JIS5K)を設置しなければならない。</p>
<p>6 各階の配管については、立ち上がり管の手前に仕切弁(<u>GV JIS5K</u>)を設け、6階以上の建築物にあっては、さらに中間にも仕切弁(<u>GV JIS5K</u>)を設けること。</p>	<p>6 各階の配管については、立ち上がり管の手前に仕切弁(JIS5K)を設け、6階以上の建築物にあっては、さらに中間にも仕切弁を設けること。</p>
第6章 検査及び維持管理等	第6章 検査及び維持管理等
<p>(表示板の設置)</p> <p>第15条 表示板(別表2)は、メーター出庫後外部から見やすいところに掲示しなければならない。ただし、管理者が必要ないと認めるときは省略することができる。</p>	<p>表示板(別表2)は、メーター出庫後外部から見やすいところに掲示しなければならない。</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は平成27年4月1日から施行する。ただし、既に事前協議、設計、契約等を済ませているもので、平成27年6月30日までに申請するものは従前の例による。</u></p>	

受水槽以下の給水設備に関する指導要綱（新旧対照表）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
第2章 給水方式及び設置条件	第2章 給水方式及び設置条件
<p>（給水方式の種類）</p> <p>第3条</p> <p>2 直結・受水槽併用方式は、直結式と受水槽式を併用する方式で、直結式で給水できる階数は水理計算にて決定することとし、<u>それ以上の階については受水槽式とする。</u>（図-1）</p>	<p>（給水方式の種類）</p> <p>第3条</p> <p>2 直結・受水槽併用方式は、直結式と受水槽式を併用する方式で、<u>原則として直結式で給水する階数は2階までとし、3階以上を受水槽式とする。</u>（図-1）</p>
<p>（設置条件）</p> <p>第4条</p> <p>3 直結・受水槽併用方式で、給水を行う場合は、同一建築物の同一階に異なる給水方式で給水してはならない。また、直結式、受水槽式の系統ごとに仕切弁（GV JIS5K）を設置するものとし、受水槽の上流側には親メーターを設置するものとする。（図-1）</p>	<p>（設置条件）</p> <p>第4条</p> <p>3 直結・受水槽併用方式で、給水を行う場合は、同一建築物の同一階に異なる給水方式で給水してはならない。また、直結式、受水槽式の系統ごとに仕切弁（JIS5K）を設置するものとし、受水槽の上流側には親メーターを設置するものとする。（図-1）</p>
第6章 検査及び維持管理等	第6章 検査及び維持管理等
<p>（表示板の設置）</p> <p>第14条 表示板（別表-1）は、メーター出庫後、外部から見やすいところに掲示しなければならない。<u>ただし、管理者が必要ないと認めるときは省略することができる。また、ポンプ室には、停電事故等に備えるため、操作の方法、配管系統図、非常用直結給水栓及びその他必要な注意事項を掲示しなければならない。</u></p>	<p>（表示板の設置）</p> <p>第14条 表示板（別表-1）は、メーター出庫後、外部から見やすいところに掲示しなければならない。ポンプ室には、停電事故等に備えるため、操作の方法、配管系統図、非常用直結給水栓及びその他必要な注意事項を掲示しなければならない。</p>
<p>附 則</p> <p><u>この要綱は平成27年4月1日から施行する。ただし、既に事前協議、設計、契約等を済ませているもので、平成27年6月30日までに申請するものは従前の例による。</u></p>	